

2025 年 8 月 4 日現在

フィンサー支店特約

お客さまは、株式会社北國銀行（以下、「当社」といいます）の設置するフィンサー支店（以下、「当支店」といいます）において取引を行う場合は、当支店において取り扱う各種サービス取引すべてにおいて、この特約（以下「本特約」といいます。）の下記条項に従うことに同意するものとします。

第 1 条（本特約の適用範囲）

1. 本特約は、お客さまが当支店において行うすべてのお取引において、預金規定その他の特則として適用されます。本特約に定めのない事項については、預金規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。ただし、これらの規定、規則と本特約との間に矛盾抵触がある場合、本特約が優先して適用されるものとします。なお、当社の他の規定、規則などは当社 Web サイトへの掲示により告知します。
2. 当社とお客さまとの間では、お客さまが当支店において行うそれぞれの取引ごとに、他の支店との取引とは別途、契約が成立するものとし、それぞれの取引に係る各取引規定も、当支店における取引の範囲内で適用されるものとします。

第 2 条（ご利用いただける方）

1. 当支店の口座開設申込および利用をすることができるのは株式会社 f9k が提供するサービスのアカウントを保有する日本国内の法に基づいて設立された法人のお客さまに限られます。
2. お客さまが本条第 1 項を満たさなくなった場合、当支店の口座を解約するものとします。

第 3 条（当支店との取引範囲）

1. お客さまは、本規定に基づき次の以下に定める取引を利用できるものとします。
 - （1）普通預金
 - （2）その他当社所定の取引
2. 当支店での各種商品・サービスの取扱内容は、当支店以外の当社本支店のものと異なる場合があります。当支店では、次の取扱いができないものとします。
 - （1）有通帳口座への変更
 - （2）印鑑届出口座への変更
 - （3）手形、小切手、配当金領収証等その他の証券類の受入

- (4) 決済用普通預金の取扱い
- (5) 口座振替の取扱い
- (6) その他当社所定の事項

第4条（口座開設方法）

お客さまは株式会社 f9k の Web サイトにアクセスし、所定の各規定を承認のうえ、所定の申込画面に必要事項を入力、所定の必要書類を添え当社に伝達することによってのみ口座開設を申込みことができ、当社がこれを受領し認めた場合に口座開設できるものとします。

第5条（取引方法）

1. お客さまは本特約に基づき、次の方法で当支店と取引を行うことができます。なお、原則として当社本支店窓口での取引はできないものとします。
 - (1) 株式会社 f9k が提供するサービスによる取引
 - (2) 現金自動支払機及び現金自動預入支払機による取引
 - (3) その他当社所定の方法による取引
2. 本条第1項の各取引方法において、当支店で取扱う各取引の種類・業務等は当社所定のものとし、当社本支店窓口で取扱う各取引の種類・業務等と異なる場合があります。
3. 本条第1項の取引方法による各取引において、当社所定の手数料等が必要となる場合があります。この場合、当社は普通預金規定にかかわらず、お客さまの普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとします。
4. 本条第1項の取引方法による各取引において、当社所定の方法により本人確認を行います。
5. 本条第4項の本人確認において、当社が相当な注意をもって相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類等につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第6条（通帳の不発行）

1. 当支店では、預金通帳は発行いたしません。
2. お客さまが残高証明書を必要とされる場合、当社所定の方法によるお申込みにより発行いたします。

第7条（届出印）

お客さまによる印鑑の届出は必要ありません。

第8条（株式会社 f9k によるサービス利用料の口座振替）

第3条2項の定めにかかわらず、株式会社 f9k より当社に対し、お客さまと株式会社 f9k と

の契約に基づきお客さまのサービス利用料の口座引落しの依頼があった場合、当社は株式会社 f9k が指定する金額をお客さまに通知することなく、また、普通預金規定に定めるお客さまの手続きを要することなくお客さまの普通預金口座から引き落としのうえ、株式会社 f9k へ支払うものとします。

第 9 条（他の支店の口座および取引との関係）

お客さまが当支店との取引に関して申告したお客さま情報が、当社の他の支店の口座または取引に関して申告されたお客さま情報と一致する場合、当社は、これらの口座または取引を同一のお客さまのものとして取り扱う場合があります。

第 10 条（取扱時間）

当支店の利用においては、株式会社 f9k の提供するサービスのシステム障害やメンテナンス等の必要がある場合には、当社はお客さまに予告することなく、当支店におけるバンキングサービスの提供を一時停止または中止することがあります。

第 11 条（届出事項の変更等）

1. 名称、住所、電話番号、電子メールアドレスその他当社への届出事項に変更があった時は、直ちに当社所定の方法により当社へお届けください。変更の届出は当社の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が終了するまでの間に生じた損害については当社は責任を負いません。
2. 届出事項変更の届出がなかった場合、当社からの送信、通知または送付する書類等が遅延し、または到着しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとします。
3. この届出前に生じた損害については、当社に責のある場合を除き、当社は責任を負いません。

第 12 条（喪失の届出）

1. キャッシュカード等を紛失した場合には、直ちに当社所定の手続きを行ってください。なお、届出以前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. キャッシュカード再発行時、当社所定の手数料をいただく場合があります。

第 13 条（解約）

1. 当支店口座の解約は、当社所定の方法により申し出を行うことができます。なお、解約は当社手続きが終了した後有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 解約により利息が発生する場合、当社所定の方法によりお客さまが指定するお客さまご自身名義の当社本支店または当社以外の金融機関へ振り込むものとします。なお、お客さ

まに対する未収手数料がある場合は、それらをお支払いいただいた後、手続きいたします。

3. 株式会社 f9k のサービスが解約された場合、当支店口座についても自動的に解約されるものとします。なお、手続きにあたり本条第 1 項の通り取扱うものとします。

第 14 条（本サービスの終了）

1. 次の各号に該当する場合、当社は本特約を解約し、当社の普通預金規定およびその他の当社所定の規定を適用します。既定の適用に伴い、ご利用可能な商品やサービスの内容が変更となります。また、お客さまの口座の支店名は当社が定める支店名に変更します。
 - (1) 株式会社 f9k がサービスの提供を終了する場合
 - (2) 株式会社 f9k の業務継続が困難となった場合
 - (3) 前 2 号の他、やむをえない事由により当社の本サービスの継続が困難となった場合
2. 本条第 1 項の定めによる本サービスの終了および支店名の変更を行う場合、事前にお客さまに通知します。

第 15 条（規定の変更）

1. 本特約の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 本条第 1 項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 16 条（準拠法および合意管轄）

1. 当社との取引についての準拠法は日本法とします。
2. 当社との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第 1 審の専属的管轄裁判所とします。

以上

個人情報の取扱いに関する同意事項

お客さまは、株式会社北國銀行（以下「当社」といいます。）が下記の通り個人情報を提供することに同意いたします。

1. 個人情報を提供する第三者 株式会社 f9k

2. 提供を受けた第三者における利用目的

- ①株式会社 f9k によるサービス提供のため
- ②法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ③その他、お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため

3. 第三者に提供される情報の内容

- ① 支店番号
- ② 顧客番号、口座番号
- ③ 口座開設状況
- ④ 預金取引および為替取引等、当社とお客さまとの取引に関する事項
- ⑤ その他お客さまの識別等に係る事項

なお、お客さまが株式会社 f9k のサービス利用にあたり提供した情報について、株式会社 f9k より当社へ提供される場合があります。

以上